

新型コロナウイルス感染症に係る緊急小口資金等の特例貸付 債権管理に関わる業務委託事業 プロポーザル実施要領

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

1 事業の趣旨

令和2年3月25日から令和4年9月30日を受付期間として実施した新型コロナウイルス感染症に係る緊急小口資金等の特例貸付については、令和5年1月から償還開始となっている。それらの債権に係る償還免除業務、償還金の請求・入金管理業務などの償還業務および借受人等の情報管理に関わる業務の委託を行う。

2 事業の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 主催者 | 社会福祉法人富山県社会福祉協議会 |
| (2) 事業名 | 新型コロナウイルス感染症に係る緊急小口資金等の特例貸付
債権管理に関わる業務委託事業 |
| (3) 委託期間 | 令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間） |
| (4) 場所 | 富山県総合福祉会館（サンシップとやま）内 |

3 業務の内容 別添仕様書

- (1) 借受人等からの問い合わせ等への対応
- (2) 借受人等への連絡・通知業務
- (3) 業務システムへのデータ入力・出力等の管理業務
- (4) 償還免除業務（判定年度以降の償還免除含む）
- (5) 償還金管理業務（償還請求、入金処理）
- (6) その他の業務

4 プロポーザルの提出書類

次の①～④の書類をセットにして、紙ベースで8部提出のこと。併せて、データをメール等で提出のこと。

- ① 提案書
（提案理由、期待できる効果、アピールポイント等を記載）
- ② 経費見積書
- ③ 業務実施体制
（責任者職氏名、実施体制）
- ④ 会社概要及び担当事業所の最近の業務実績が分かるもの

5 経費見積

金 64,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で経費見積書を提出すること。

なお、提案された企画については、その内容の一部を変更のうえ、所要経費の削減を求める場合もある。

6 募集期間等

(1) 受付期間

令和7年2月3日（月）から14日（金）正午まで

(2) 応募・問合せ先

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

地域福祉部 地域福祉・ボランティア振興課（神田、藪中）

〒930-0094 富山市安住町5番21号

TEL：076-432-2960 FAX：076-432-6124

7 事業者の決定及び契約について

社会福祉法人富山県社会福祉協議会に設置する審査会において審査し決定する。

審査結果については、採用、不採用にかかわらず、応募者に後日、書面で通知する。

採用者とは別途契約を締結し、業務を委託する。

8 その他

不採用となった者が提出した書類は、希望があれば、後日返却する。